

瑞穂市公共建築物等における岐阜県産木材利用推進方針

第1 趣旨

木材の利用を推進することは、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、国土の保全、水源のかん養その他の森林の持つ多面的機能の発揮に貢献するものである。

このため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、岐阜県が定める「公共施設等における県産材利用推進方針」に即して、岐阜県産木材の利用拡大を図ることを目的に、「公共建築物等における岐阜県産木材利用推進方針」を定めるものとする。

第2 公共建築物等における木材利用に関する基本的事項

市が整備する公共建築物等において、費用面で著しく合理性を欠かない範囲で、間伐材をはじめとする岐阜県産木材を積極的に利用した木造化・木質化を推進することにより、市民に木材の持つ優れた特性を提供するとともに、岐阜県産木材の利用拡大を図るように努めるものとする。

第3 公共建築物の整備における木材利用の推進目標

（1）建築工事における利用の推進

市が整備する公共施設の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、低層の建築物は、原則として木造化を図るように努めるものとする。

（2）内装木質化の推進

公共施設について木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、市民の目に触れる部分を中心に積極的に内装木質化を図るように努めるものとする。

（3）備品等における木材利用

岐阜県産木材を原材料に使用した児童・生徒の机、椅子の備品等を積極的に導入するように努めるものとする。

（4）木質バイオマスの利用

公共施設において暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを積極的に導入するように努めるものとする。

（5）土木工事における利用の推進

市が行う土木工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、間伐材等岐阜県産木材及び木製品を積極的に使用するよう努めるものとする。

第4 公共建築物等の普及・PR

公共建築物等の管理者は、市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努めるものとする。

第5 その他

この方針の運用にあたっての詳細は別に定めることができる。

附則

この方針は、平成25年3月1日より施行する。